

株 主 各 位

東京都大田区下丸子二丁目6番18号

株式会社 妙 徳

代表取締役社長 中 森 俊 雄

第60期 定時株主総会招集ご通知

謹啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年3月17日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年3月18日（金曜日） 午前10時
（開催日が前回定時株主総会（平成22年6月23日）の開催月と相違しておりますのは、当社の決算期を3月31日から12月31日に変更したことにあります。）
2. 場 所 東京都大田区下丸子二丁目6番18号
当社 本社会議室
（会場が前回定時株主総会と異なっておりますので、ご来場の際は末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 (1) 第60期（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）
事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第60期（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）
計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件
第3号議案 取締役5名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類及び添付書類に修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.convum.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

以上

事業報告

(自 平成22年4月1日)
(至 平成22年12月31日)

当社は、平成22年6月23日開催の第59期定時株主総会の決議により、事業年度の末日を従来の3月31日から12月31日に変更いたしました。

これにより、第60期事業年度が平成22年4月1日から平成22年12月31日までの9ヶ月間となっており、当連結会計年度の事業報告における業績に関する前年同期比較は平成21年4月1日から平成21年12月31日までの9ヶ月間との比較を記載しておりますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 営業の状況

当連結会計年度における経済環境は、前半は政府による経済支援政策の効果と東アジア地域の半導体製造装置需要の急拡大がありましたが、後半はその経済支援政策の反動と円高の進行から国内需要が一時的に落ち込み、東アジア地域も半導体製造装置需要に一服感が漂ってきました。

この様な状況下、国内におきましては前半（第2四半期累計期間）の連結売上高は、対前年同期比128.9%と大幅な増収を達成することができましたが、後半（第3四半期会計期間）の連結売上高は、対前年同期比107.5%と足踏み状態で推移いたしました。

連結海外売上高は、東アジア地域の急回復から832百万円、対前年同期比242.2%、当期の海外売上高比率は35.8%にまで高まり、対前年同期比11.4%アップいたしました。

その結果、当期連結売上高は2,326百万円、対前年同期比147.4%となりました。

一方、利益面でも、円高メリットを活用し、原材料、部材の海外調達を拡大、更に販売増による生産増への対応を、生産体制の効率化により固定費の増加を極小化した結果、連結経常利益は564百万円、対前年同期比332.4%、連結当期純利益は310百万円、対前年同期比351.7%を達成することができました。

② 製品群別の状況

【コンバム】

当期前半においては、国内半導体製造装置メーカーの生産回復と、韓国、台湾の半導体製造装置メーカーからスマートフォン市場の急拡大に対応するための大口受注が入ったことが寄与し、当期の連結売上高は932百万円、対前年同期比201.0%となりました。

また、全製品に占める売上高構成比率は40.1%になり、対前年同期比10.7%アップいたしました。

【吸着パッド】

当製品群も当期前半は、景気刺激策効果から最終ユーザーの設備稼働率が向上し、その結果、保守メンテナンス用製品の需要増加と太陽光パネル製造装置メーカーの生産増による受注増加の結果、当期の連結売上高は860百万円、対前年同期比141.4%の伸びとなりました。

しかし全製品に占める売上高構成比率は、コンバム、圧力センサの伸びが大きかった影響から、37.0%と対前年同期比1.6%ダウンいたしました。

【圧力センサ】

当製品群もコンバム同様、半導体製造装置メーカーの生産動向に大きく影響を受ける製品群であり、国内外の半導体製造装置メーカーの生産回復により、当期の連結売上高は262百万円、対前年同期比262.5%となりました。

また、全製品に占める売上高構成比率は11.3%になり、対前年同期比5.0%アップいたしました。

【FA機器その他】

前期売上高に大きく寄与した液晶パネル等搬送用エア浮上ユニット(CONFLOAT)は、国内では液晶パネル設備投資の一巡から落ち込み、代わって中国、韓国、台湾での液晶パネル設備投資のための受注がありました。しかし設備投資規模が小さく、国内の落ち込みを補うレベルには至りませんでした。

空気圧機器は、国内市場で拡販を図るため、新しい販売ルートを構築し、販売活動を加速いたしました。液晶パネル等搬送用エア浮上ユニット(CONFLOAT)の落ち込みを補うことができず、当期の連結売上高は271百万円、対前年同期比66.9%と前年同期を大きく下回りました。

③ 製品群別売上高

(単位：千円)

	第59期 第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)			第60期 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)		
	売上高	構成比	前年同期比	売上高	構成比	前年同期比
コンバム	463,862	29.4%	62.0%	932,140	40.1%	201.0%
吸着パッド	608,773	38.6	70.6	860,691	37.0	141.4
圧力センサ	99,904	6.3	59.0	262,240	11.3	262.5
FA機器その他	405,117	25.7	165.8	271,108	11.6	66.9
合計	1,577,658	100.0	77.6	2,326,181	100.0	147.4

(2) 対処すべき課題

販売面では、国内は円高傾向の定着から、各種製造業の海外生産移管が加速されるため、国内需要は横這いの状態で推移すると予測していますが、海外市場は当期同様、東アジア地域の需要拡大、インドを含むアジア新興国の成長から、次の連結海外売上高比率は連結売上高の40%弱程度になるものと予想しております。

生産面においては、円高メリットを活用した原材料、部材の海外調達比率を向上させると共に、人件費コスト及び原材料コストのメリットを最大限活用するため、海外子会社で一部製品の加工、組立を開始し、弛まぬコストダウン取組を推進してまいります。

(3) 資金調達の状況

重要な資金調達はございません。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、272,056千円であり、その主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	基幹システム	121,453千円
機械及び装置	自動旋盤	29,000千円
建物附属設備	オイルミストコレクター	15,267千円
	太陽光発電設備	9,722千円

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 57 期 (平成20年3月期)	第 58 期 (平成21年3月期)	第 59 期 (平成22年3月期)	第 60 期 (当連結会計年度) (平成22年12月期)
売 上 高	3,020,390	2,364,984	2,197,691	2,326,181
経 常 利 益	440,485	152,252	304,198	564,667
当 期 純 利 益	238,461	75,050	176,563	310,732
1株当たり当期純利益	29円74銭	9円36銭	22円01銭	38円75銭
総 資 産	4,115,140	3,885,105	4,227,004	4,081,821
純 資 産	2,507,970	2,487,274	2,650,002	2,855,691

(注) 各連結会計年度の主な変動要因は以下のとおりであります。

- ① 第57期につきましては、海外販売網の再構築等需要の掘り起こしと共に、新製品の拡販を推進、既存製品の性能向上にも取り組み、生産面では秋田事業所に新工場を建設する等生産性の向上を図り、管理面では業務効率の向上に努め、売上高は前期比103.5%と伸張し、経常利益、当期純利益共に増益となりました。
- ② 第58期につきましては、急激な需要の減退に対応し、生産体制の再構築を行うと共に、素材の国際調達、アウトソーシングの活用等を推進し、営業拠点の統廃合、業務の集約化により固定費を削減し、損益分岐点の引き下げに取り組みましたが、売上高は前期比78.3%、経常利益は前期比34.6%、当期純利益は前期比31.5%と、減収減益となりました。
- ③ 第59期につきましては、顧客密着営業を推進し、生産体制の効率化、原材料の海外調達によるコストダウンなど原価低減に取り組んだ結果、売上高は前期比92.9%と減収になりましたが、経常利益は前期比199.8%、当期純利益は235.3%と増益になりました。
- ④ 第60期(当連結会計年度)につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。また、決算期変更に伴い9ヶ月決算となっております。

(6) 親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
上海 妙 德 空 霸 睦 貿 易 有 限 公 司	280,000US\$	100%	空気圧機器、空気圧装置及び部品等の販売
CONVUM KOREA CO.,LTD. (妙 德 韓 国 株 式 会 社)	100,000 千 KRW	100%	空気圧機器、空気圧装置及び部品等の販売
CONVUM (THAILAND) CO.,LTD. (コ ン バ ム (タイ ラ ン ド))	7,000 千 THB	48% (5%)	空気圧機器、空気圧装置及び部品等の販売

(注) 議決権比率欄の()内は、間接所有割合で内数であります。

(7) 主要な事業内容

当社は下記の空気圧機器、空気圧装置及び部品の製造並びに販売を主な事業としております。

区 分	製 品 分 類
真 空 機 器	コンバム (エジェクタ式真空発生器)、吸着パッド、フィルタ、サイレンサ、圧力センサ、真空ポンプ、真空切換弁
空 気 圧 機 器	エアシリンダ、電磁弁、F R L (フィルタレギュレータ) 及びその他の製品
機 械 及 び 部 品	液晶パネル等搬送用エア浮上ユニット及びその他の製品

(8) 主要拠点等

- ① 当 社 本 社 東京都大田区下丸子二丁目6番18号
- ② 国内営業拠点 全国5ヶ所
- ③ 海外営業拠点 上海妙徳空霸睦貿易有限公司 (中国)
CONVUM KOREA CO.,LTD. (韓国)
CONVUM (THAILAND) CO.,LTD. (タイ)
- ④ 国内生産拠点 当社 岩手事業所 (岩手県)
当社 秋田事業所 (秋田県)

(9) 従業員の状況

従 業 員 数			前期末比増減
男	性	90名	△1名
女	性	23名	△1名
合	計	113名	△2名

(注) 従業員数は就業人員数であり、使用人兼務取締役及び臨時従業員14名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	235,000千円
株 式 会 社 岩 手 銀 行	200,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	120,032千円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	37,306千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 33,000,000株
- (2) 発行済株式総数 8,018,660株
(自己株式266,340株を除く)
- (3) 株主数 1,245名
(前期末比40名増)
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊 勢 養 治	1,247,700株	15.56%
伊 勢 す が 子	630,100株	7.86%
伊 勢 幸 治	412,050株	5.14%
妙 徳 従 業 員 持 株 会	369,250株	4.60%
西 角 純 次 郎	200,000株	2.49%
近 藤 工 業 株 式 会 社	200,000株	2.49%
中 森 俊 雄	198,000株	2.47%
伊 勢 忠	157,500株	1.96%
株 式 会 社 日 伝	140,000株	1.75%
伊 勢 三 郎	126,500株	1.58%

(注) 上記のほか当社所有の自己株式266,340株があります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況
該当事項はございません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況
該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 森 俊 雄	海外営業担当兼海外部長、上海妙徳空霸睦貿易有限公司董事、CONVUM KOREA CO., LTD. 理事、CONVUM(THAILAND)CO., LTD. 代表取締役 管理部門担当 海外子会社担当、上海妙徳空霸睦貿易有限公司 董 事 長、CONVUM KOREA CO., LTD. 代 表 理 事、 CONVUM(THAILAND)CO., LTD. 代表取締役
専 務 取 締 役	小 尾 明 博	
常 務 取 締 役	吉 田 清 輝	
取 締 役	伊 勢 幸 治	
常 勤 監 査 役	内 藤 邦 彦	
監 査 役	中 田 宏	
監 査 役	北 風 榮 征	

- (注) 1. 平成22年6月23日開催の第59期定時株主総会の終結の時をもって、取締役金子定夫、大村晴久の両氏は、任期満了により退任いたしました。
2. 平成22年6月23日開催の第59期定時株主総会において、取締役菅谷達人氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 取締役菅谷達人氏は、社外取締役であります。
4. 監査役中田宏、北風榮征の両氏は、社外監査役であり、独立役員として指定しております。
5. 取締役菅谷達人氏は、平成22年10月12日に辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 7名 54百万円
監査役 3名 12百万円

- (注) 1. 上記のほか使用人兼務取締役の使用人給与と相当額3百万円を支払っております。
2. 期末現在の取締役の人数は4名であり、取締役の支給人数には任期満了により退任した取締役2名及び辞任した取締役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 主な活動状況

区分	氏 名	重要な兼職先と 当社との関係	主な活動状況
取 締 役	菅 谷 達 人	該当事項なし	在任期間中に開催された取締役会 5 回に出席する他、月次の拡大経営会議（部門長会議に相当）にも 3 回出席し、取締役会や幹部社員の職務執行状況をつぶさに確認し、必要に応じて発言を行っております。
監 査 役	中 田 宏	該当事項なし	当期開催の取締役会12回に出席する他、監査役会の 9 回に出席しており、月次の拡大経営会議（部門長会議に相当）にも 9 回出席し、取締役会や幹部社員の職務執行状況をつぶさに確認し、必要に応じて発言を行っております。また、経営トップとの定期的な意見交換を実施すると共に、適宜、生産工場の現場往査を行っております。
監 査 役	北 風 榮 征	該当事項なし	当期開催の取締役会12回に出席する他、監査役会 9 回のうち 8 回に出席しており、月次の拡大経営会議（部門長会議に相当）にも 9 回出席し、取締役会や幹部社員の職務執行状況をつぶさに確認し、必要に応じて発言を行っております。また、経営トップとの定期的な意見交換を実施すると共に、適宜、生産工場の現場往査を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第 1 項の規定に基づき、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外監査役は、会社法第423条第 1 項の責任につき、同法第425条第 1 項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

③ 社外役員に対する報酬等の総額

社外取締役 1 名	0 百万円
社外監査役 2 名	4 百万円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

15,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

15,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業理念及び経営理念に基づき、法令遵守と企業人及び社会人として求められる社会倫理に則った行動を行うことを企業経営の基礎とし、これを役員及び使用人に徹底する。そのために、管理部門担当取締役をコンプライアンス全体に関する統括責任者に任命し、本内部統制基本方針の徹底及びグループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握、改善に努める。

内部監査室は、代表取締役社長の直属の組織として、コンプライアンス体制の運営状況について、法令上、定款上の問題の有無を調査し、報告する。代表取締役社長は、報告された問題点について、その改善、解消に努める。

使用人が、取締役及び使用人の職務の執行につき、法令又は定款に適合しない事実があること又はその疑いがあることについて、通報を行う手段を確保するため、当該使用人が当社取締役又は使用人を經由せず直接にコンタクトできる社外の第三者機関によるコンプライアンスホットラインを設置し運用する。

前段の当該使用人が通報したことによって不利益な扱いを受けることがないよう必要な手段を講ずるものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、取締役会についてその議事録を作成し、取締役はその職務の執行に係る会議体議事録その他文書を作成する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程、情報管理規程を定め、取締役はそれに従って、情報の保存及び管理を行う。文書管理規程には、文書受発信の管理、重要文書の保存期間及び保存方法を定める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業遂行上の損失の危険管理については、稟議規程、経理規程、売掛金管理規程、品質管理規程その他の業務管理規程に定める。

管理部門担当取締役は個々の企業行動のカテゴリに応じ、常に担当取締役と共にその発生の予防に努める。発生した損失の危険性については、社内諸規程の定めに従い、該当職務の担当取締役がその対処を行い、その危険性の度合いにより、取締役会審議、稟議承認などの手続きにより、最終決定する。監査役及び内部監査室は、それぞれの立場からもしくは協同して、リスク管理状況を監査し、代表取締役及び取締役会へ報告する。代表取締役社長は、報告された問題点について、その改善、解消に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、代表取締役及び取締役の担当業務及び使用人兼務取締役の委嘱業務を決定し、個々の代表取締役及び取締役は、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等に基づき、執行役員及び幹部使用人を指揮監督して、その職務の執行を行う。

⑤ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの管理については、関係会社管理規程を定め、経営管理業務担当取締役が統括管理を行い、個々の業務の適正については機能別に担当取締役が管理を行う。各子会社は、その自主独立性を尊重するが、経営の重要事項については事前に当社に提案、承認を得てから実行する。

各子会社は毎月、損益の結果及び資産負債の状況を当社に報告し、その内容は当社取締役会に報告される。当社グループの業務が適正に行われているか否かについて内部監査室が定期、不定期に監査を行い、代表取締役社長に報告する。この報告において指摘された管理上の問題点について、代表取締役社長はその改善、解消に努める。

監査役は、当社グループ全体の業務が適正に遂行されているか否かを監査し、そのために必要な資料の提出を個々の子会社に直接求めることができる。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、代表取締役は遅滞なく監査役会と協議して、監査役が要求する能力を備えた使用人を監査役の下に配置する。

⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項により監査役の下に配置された使用人は代表取締役、取締役及び当社の使用人から独立し、監査役及び監査役会の指揮命令のみに従い、その職務の遂行にあたる。

前号の独立性を確保するため、当該使用人の任命、人事異動、人事考課については、監査役会の事前の承認を必要とする。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその担当する業務執行につき報告を受ける。

内部監査室は、内部監査の実施及びその結果について、監査役会に報告しなければならない。

取締役は、監査役監査規程の定めに従い、当社及び当社グループに著しく損害を及ぼす虞のある事実を発見したとき、会計方針・会計基準の採用及び変更、その他重要な事項について監査役に報告をする。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、また、稟議書その他重要書類を閲覧することにより重要な意思決定及び業務執行状況を把握し、自らの判断において取締役及び使用人に必要な説明を求める。

また、内部監査室及び会計監査人と緊密に連携し、相互に知りえた事実及び情報を開示しあうことにより、監査の実効性と監査目的達成の確保を行う。

- (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

- (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、剰余金の配当等の決定につきまして、株主の皆様に対する長期的な利益還元を経営上の重要課題の一つと認識し、将来の事業展開及び経営基盤の強化のために必要な内部留保資金を確保しつつ、業績に対応した安定配当を行うことを基本方針としております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成22年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,834,924	流 動 負 債	801,340
現 金 及 び 預 金	463,743	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	93,275
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,020,273	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	306,574
製 品	157,562	未 払 法 人 税 等	135,467
仕 掛 品	60,618	賞 与 引 当 金	45,905
原 材 料	76,349	役 員 賞 与 引 当 金	5,805
繰 延 税 金 資 産	31,897	そ の 他	214,311
そ の 他	24,750	固 定 負 債	424,788
貸 倒 引 当 金	△273	長 期 借 入 金	285,764
		退 職 給 付 引 当 金	114,615
		そ の 他	24,409
固 定 資 産	2,246,896	負 債 合 計	1,226,129
有 形 固 定 資 産	1,794,583	純 資 産 の 部	
建 物 及 び 構 築 物	765,834	株 主 資 本	2,877,725
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	213,479	資 本 金	748,125
土 地	726,155	資 本 剰 余 金	945,766
そ の 他	89,114	利 益 剰 余 金	1,228,174
無 形 固 定 資 産	171,019	自 己 株 式	△44,340
投 資 そ の 他 の 資 産	281,294	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△22,034
投 資 有 価 証 券	132,373	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	21,859
繰 延 税 金 資 産	41,176	為 替 換 算 調 整 勘 定	△43,893
そ の 他	107,744	純 資 産 合 計	2,855,691
資 産 合 計	4,081,821	負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,081,821

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

連 結 損 益 計 算 書

（自 平成22年 4 月 1 日）
（至 平成22年12月31日）

（単位：千円）

科 目	金 額	金 額
売 上 高		2,326,181
売 上 原 価		1,074,475
売 上 総 利 益		1,251,705
販売費及び一般管理費		673,402
営 業 利 益		578,303
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,975	
受 取 配 当 金	1,241	
受 取 地 代 家 賃	3,367	
受 取 保 険 金	782	
そ の 他	3,634	13,000
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,829	
売 上 割 引	476	
為 替 差 損	14,245	
支 払 手 数 料	2,120	
そ の 他	964	26,636
経 常 利 益		564,667
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	8,278	
減 損 損 失	873	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	2,301	11,452
税金等調整前当期純利益		553,214
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	224,497	
法 人 税 等 調 整 額	17,984	242,482
少数株主損益調整前当期純利益		310,732
当 期 純 利 益		310,732

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

（自 平成22年4月1日
至 平成22年12月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成22年3月31日残高	748,125	945,766	1,003,374	△43,957	2,653,308
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△104,257		△104,257
当 期 純 利 益			310,732		310,732
自 己 株 式 の 取 得				△382	△382
決 算 期 変 更 に よ る 増 加 高			18,324		18,324
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 （純 額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	224,800	△382	224,417
平成22年12月31日残高	748,125	945,766	1,228,174	△44,340	2,877,725

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等 合 計	
平成22年3月31日残高	23,505	△26,810	△3,305	2,650,002
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△104,257
当 期 純 利 益				310,732
自 己 株 式 の 取 得				△382
決 算 期 変 更 に よ る 増 加 高				18,324
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 （純 額）	△1,645	△17,083	△18,728	△18,728
連結会計年度中の変動額合計	△1,645	△17,083	△18,728	205,689
平成22年12月31日残高	21,859	△43,893	△22,034	2,855,691

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- (1) 連結子会社の数…………… 3 社
- (2) 連結子会社の名称…………… 上海妙徳空霸睦貿易有限公司
妙徳韓国株式会社
CONVUM (THAILAND) CO., LTD.

2. 連結子会社の事業年度に関する事項

当社は、事業年度末日を当期より 3 月 31 日から 12 月 31 日に変更しており、連結子会社と連結決算日は、一致しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券 時価のあるもの…連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの…移動平均法による原価法によっております。

- ② 製品、仕掛品、原材料 …………… 主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く) … 主として、定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物付属設備を除く）については定額法）によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	17～50年		
機	械	装	置	12年
工	具、器具及び備品	3～10年		

- ② 無形固定資産(リース資産を除く) … 定額法によっております。

ソフトウェア（自社利用分）

社内における利用可能期間5年

- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

主として、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(追加情報)

当社は、役員報酬制度の見直しに伴い、当連結会計年度より役員賞与引当金を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

② 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これによる、損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく会社法施行規則、会社計算規則の一部を改正する省令(平成21年3月27日 法務省令第7号)の適用に伴い、当連結会計年度より、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,231,601千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務の金額

(1) 担保に供している資産

有形固定資産	土地	260,941千円
	建物	149,625千円
合	計	410,566千円

(2) 担保に係る債務の金額

長期借入金	5,716千円
一年内返済予定の長期借入金	31,590千円
合	計 37,306千円

3. 受取手形裏書譲渡高 15,922千円

4. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	900,000千円
借入実行残高	—
差引額	900,000千円

5. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末日の残高に含まれております。

受取手形	63,017千円
支払手形	7,578千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	8,285,000	—	—	8,285,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	264,678	1,662	—	266,340

(変動の事由の概要)

増加数の主な内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,662株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	48,121千円	6円00銭	平成22年 3月31日	平成22年 6月24日
平成22年11月8日 取締役会	普通株式	56,135千円	7円00銭	平成22年 9月30日	平成22年 11月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

上記の事項については、平成23年3月18日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	24,055千円	3円00銭	平成22年 12月31日	平成23年 3月22日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金調達については銀行からの借入により調達しており、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行っております。デリバティブ取引は、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、売掛金管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期毎に時価を把握し、明細表を作成する等の方法により管理しております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、借入金利については全て固定されており、金利の変動によるリスクはありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	463,743	463,743	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,020,273	1,020,273	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	131,023	131,023	—
(4) 長期借入金 (一年内返済予定の 長期借入金を含む)	(592,338)	(595,050)	△2,712

(*) 負債に計上されているものについては、() で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは主に短期であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、上場株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注 2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,350千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 356円 13銭
2. 1株当たり当期純利益 38円 75銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当連結会計年度末 (平成22年12月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)	2,855,691
普通株式に係る純資産額 (千円)	2,855,691
普通株式の発行済株式数 (千株)	8,285
普通株式の自己株式数 (千株)	266
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	8,018

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
連結損益計算書上の当期純利益 (千円)	310,732
普通株式に係る当期純利益 (千円)	310,732
普通株式の期中平均株式数 (千株)	8,019
普通株式増加数 (千株)	—
新株予約権方式によるストック・オプション (新株予約権)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

(重要な後発事象に関する注記)

1. ストック・オプションとして新株予約権を発行する件について

当社は、平成23年2月14日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員および従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、会社法第361条の規定に基づき、金銭でない報酬として当社取締役にストック・オプションとして新株予約権を付与すること並びに各募集事項の決定を取締役に委任することについての承認を求める議案を、平成23年3月18日開催予定の第60期定時株主総会に付議することを次のとおり決議いたしました。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績の向上と当社の取締役、執行役員および従業員が得られる利益を連動させることにより、当社の取締役、執行役員および従業員の業績向上に対する意欲と士気を一層高め、経営参画意識を強くすることを目的として、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役員および従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式300,000株を上限とする。

(3) 新株予約権の総数

300個を上限とする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所（JASDAQ市場）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当にかかる取締役会決議の日後2年を経過した日から5年以内とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員および従業員の地位にあることを要するものとする。

ただし、任期満了による退任、定年による退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、権利行使をなしうるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認めないものとする。

③その他の条件については、本株主総会決議および新株予約権発行にかかる取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権のその他の内容

新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

2. 自己株式の取得について

平成23年2月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、下記のとおり取得しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行をすることが可能となるようにするため

(2) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(3) 取得した株式の総数

100,000株（発行済普通株式総数に対する割合 1.21%）

(4) 株式の取得金額の総額

30,200,000円

(5) 取得日

平成23年2月16日

(6) 自己株式取得の方法

大阪証券取引所の「J-NET市場における自己株式取得取引」による買付け

(その他の注記)

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

(2) 退職給付に関する事項

退職給付債務	114,615千円
退職給付引当金	114,615千円

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	19,695千円
退職給付費用	19,695千円

(4) 当社及び連結子会社は退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

2. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額（千円）
当社本社	電話加入権	無形固定資産	873

当社グループは、各事業所を最小単位としてグルーピングを行っております。所有している電話回線のうち将来使用見込みのない電話加入権について、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しておりますが、売却可能性が見込めないため、零として評価しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年 2 月 16 日

株式会社 妙徳
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大高 俊幸 印
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平野 雄二 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社妙徳の平成22年4月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社妙徳及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(平成22年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,679,098	流 動 負 債	772,487
現 金 及 び 預 金	324,193	支 払 手 形	29,032
受 取 手 形	645,165	買 掛 金	63,879
売 掛 金	345,566	一年内返済予定の長期借入金	306,574
製 品	138,067	未 払 金	141,879
仕 掛 品	60,618	未 払 費 用	48,728
原 材 料	76,349	未 払 法 人 税 等	118,020
未 収 入 金	3,249	預 り 金	14,320
前 払 費 用	13,624	賞 与 引 当 金	40,979
繰 延 税 金 資 産	43,973	役 員 賞 与 引 当 金	5,805
関係会社短期貸付金	19,925	そ の 他	3,268
そ の 他	8,362	固 定 負 債	421,374
固 定 資 産	2,272,216	長 期 借 入 金	285,764
有 形 固 定 資 産	1,750,300	未 払 役 員 退 職 慰 労 金	23,259
建 物	725,048	退 職 給 付 引 当 金	111,201
構 築 物	20,673	そ の 他	1,150
機 械 及 び 装 置	202,718	負 債 合 計	1,193,861
車 両 運 搬 具	5,515	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	39,947	株 主 資 本	2,735,593
土 地	726,155	資本金	748,125
建 設 仮 勘 定	30,241	資本剰余金	945,766
無 形 固 定 資 産	170,695	資 本 準 備 金	944,675
ソ フ ト ウ ェ ア	23,283	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,091
借 地 権	20,680	利益剰余金	1,086,042
ソフトウェア仮勘定	121,895	利 益 準 備 金	6,165
そ の 他	4,836	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,079,877
投 資 そ の 他 の 資 産	351,221	別 途 積 立 金	515,000
投 資 有 価 証 券	132,373	繰 越 利 益 剰 余 金	564,877
関係会社株式	19,754	自己株式	△44,340
関係会社出資金	31,708	評価・換算差額等	21,859
関係会社長期貸付金	51,950	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	21,859
長 期 前 払 費 用	7,822	純 資 産 合 計	2,757,453
差 入 保 証 金	48,779	負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,951,314
繰 延 税 金 資 産	41,176		
そ の 他	17,657		
資 産 合 計	3,951,314		

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

損 益 計 算 書

(自 平成22年4月1日)
(至 平成22年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		2,180,379
売 上 原 価		1,068,666
売 上 総 利 益		1,111,713
販売費及び一般管理費		609,775
営 業 利 益		501,937
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,893	
受 取 配 当 金	9,485	
仕 入 割 引	81	
受 取 地 代 家 賃	3,367	
受 取 保 険 金	782	
そ の 他	2,009	17,619
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,829	
売 上 割 引	476	
支 払 保 証 料	89	
為 替 差 損	244	
支 払 手 数 料	2,120	
そ の 他	939	12,700
経 常 利 益		506,857
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	8,278	
減 損 損 失	873	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	240	9,391
税 引 前 当 期 純 利 益		497,465
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	203,797	
法 人 税 等 調 整 額	15,194	218,991
当 期 純 利 益		278,473

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(自 平成22年4月1日)
(至 平成22年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成22年3月31日残高	748,125	944,675	1,091	945,766
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
平成22年12月31日残高	748,125	944,675	1,091	945,766

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
平成22年 3 月 31 日 残 高	6, 165	515, 000	390, 661	911, 826	△43, 957	2, 561, 759
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△104, 257	△104, 257		△104, 257
当 期 純 利 益			278, 473	278, 473		278, 473
自 己 株 式 の 取 得					△382	△382
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	174, 216	174, 216	△382	173, 834
平成22年12月31日 残 高	6, 165	515, 000	564, 877	1, 086, 042	△44, 340	2, 735, 593

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成22年3月31日残高	23,505	23,505	2,585,264
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△104,257
当期純利益			278,473
自己株式の取得			△382
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△1,645	△1,645	△1,645
事業年度中の変動額合計	△1,645	△1,645	172,188
平成22年12月31日残高	21,859	21,859	2,757,453

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券 時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

(2) 製品、仕掛品、原材料の評価基準及び評価方法……………月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物付属設備を除く）については定額法）によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 17～50年

機 械 及 び 装 置 12年

工具、器具及び備品 3～10年

無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法によっております。

ソフトウェア（自社利用分）

社内における利用可能期間5年

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(追加情報)

当社は、役員報酬制度の見直しに伴い、当事業年度より役員賞与引当金を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これによる、損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

「ソフトウェア仮勘定」は、重要性が増したため区分掲記することとしました。

なお、前事業年度は無形固定資産の「その他」に441千円含まれております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	36,133千円
短期金銭債務	6,112千円
2. 取締役に対する長期金銭債務 23,259千円

取締役に対する長期金銭債務は、将来の退任時に支給する退職慰労金に係る債務であります。
3. 有形固定資産の減価償却累計額 1,213,689千円
4. 担保に供している資産及び担保に係る債務の金額
 - (1) 担保に供している資産

有形固定資産	土地	260,941千円
	建物	149,625千円
合	計	410,566千円
 - (2) 担保に係る債務の金額

長期借入金		5,716千円
一年内返済予定の長期借入金		31,590千円
合	計	37,306千円

5. 受取手形裏書譲渡高 15,922千円

6. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	900,000千円
借入実行残高	—
差引額	900,000千円

7. 事業年度末日満期手形

事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形が事業年度末日の残高に含まれております。

受取手形	63,017千円
支払手形	7,578千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	251,046千円
仕入高	67,416千円
その他の営業取引高	2,050千円
営業取引以外の取引高	9,372千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	264,678	1,662	—	266,340

(変動の事由)

増加数の主な内容は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,662株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	45,592千円
未払役員退職慰労金	9,536千円
貸倒損失	5,128千円
賞与引当金	16,801千円
未払事業税	8,171千円
減価償却費	4,453千円
減損損失	8,191千円
たな卸資産評価損	13,890千円
固定資産除却損	3,308千円
土地	9,875千円
未払費用	4,172千円
その他	2,498千円
繰延税金資産小計	131,621千円
評価性引当額	△31,281千円
繰延税金資産合計	100,340千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△15,190千円
繰延税金負債合計	△15,190千円
繰延税金資産の純額	85,150千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある
ときの、当該差異の原因となった主要な項目の内訳

法定実効税率	41.0%
--------	-------

(調整)

住民税均等割額	1.2%
法人税の控除税額	△0.9%
過年度法人税等	2.6%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.0%

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している固定資産の主なものは、製造設備であります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
機械及び装置	75,072	31,484	43,588

2. 未経過リース料期末残高相当額

1 年内 43,539千円

合計 43,539千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 18,287千円

減価償却費相当額 16,241千円

支払利息相当額 1,584千円

未経過リース料相当額には、残価保証相当額42,652千円が含まれております。

なお、同額を保証金として差入れしております。

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	妙徳韓国 株式会社	韓国 安養市	9,851 (1億ウォン)	空気圧機器、 空気圧装置 及び部品の 販売	所 有 直 接 100.0	当社製品の 販売	製 品 の 販売 (注 1)	167,573	売掛金	8,541
						資金の援助	資 金 の 貸付 (注 2)	—	関 係 会 社 短 期 貸付金	7,992
							利 息 の 受取	617	—	関 係 会 社 長 期 貸付金

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 製品の販売については、市場価格、材料価格変動を含めた総原価を勘案し、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注 2) 貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	氏 名	職 業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	伊勢養治	当社 名誉会長	被所有 直接 15.6	当社 名誉会長	給与支払	8,640	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

給与については、取締役会決議に基づいて金額を決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 343円 88銭
2. 1株当たり当期純利益 34円 73銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当事業年度末 (平成22年12月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)	2,757,453
普通株式に係る純資産額 (千円)	2,757,453
普通株式の発行済株式数 (千株)	8,285
普通株式の自己株式数 (千株)	266
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数 (千株)	8,018

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
損益計算書上の当期純利益 (千円)	278,473
普通株式に係る当期純利益 (千円)	278,473
普通株式の期中平均株式数 (千株)	8,019
普通株式増加数 (千株)	—
新株予約権方式によるストック・オプション (新株予約権)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

(重要な後発事象に関する注記)

1. ストック・オプションとして新株予約権を発行する件について

当社は、平成23年2月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員および従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、会社法第361条の規定に基づき、金銭でない報酬として当社取締役にストック・オプションとして新株予約権を付与すること並びに各募集事項の決定を取締役に委任することについての承認を求める議案を、平成23年3月18日開催予定の第60期定時株主総会に付議することを次のとおり決議いたしました。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績の向上と当社の取締役、執行役員および従業員が得られる利益を連動させることにより、当社の取締役、執行役員および従業員の業績向上に対する意欲と士気を一層高め、経営参画意識を強くすることを目的として、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役員および従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式300,000株を上限とする。

(3) 新株予約権の総数

300個を上限とする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所（JASDAQ市場）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当にかかる取締役会決議の日後2年を経過した日から5年以内とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員および従業員の地位にあることを要するものとする。
ただし、任期満了による退任、定年による退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、権利行使をなしうるものとする。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認めないものとする。
- ③その他の条件については、本株主総会決議および新株予約権発行にかかる取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権のその他の内容

新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

2. 自己株式の取得について

平成23年2月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、下記のとおり取得しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行をすることが可能となるようにするため

(2) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(3) 取得した株式の総数

100,000株（発行済普通株式総数に対する割合 1.21%）

(4) 株式の取得金額の総額

30,200,000円

(5) 取得日

平成23年2月16日

(6) 自己株式取得の方法

大阪証券取引所の「J-NET市場における自己株式取得取引」による買付け

(その他の注記)

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

(2) 退職給付に関する事項

退職給付債務	111,201千円
退職給付引当金	111,201千円

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	18,587千円
退職給付費用	18,587千円

(4) 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下のグループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額（千円）
本社	電話加入権	無形固定資産	873

当社は、各事業所を最小単位としてグルーピングを行っております。所有している電話回線のうち将来使用見込みのない電話加入権について、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しておりますが、売却可能性が見込めないため零として評価しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年 2 月 16 日

株式会社 妙徳
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大高 俊幸 印
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平野 雄二 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社妙徳の平成22年4月1日から平成22年12月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成22年12月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の意見が一致したので、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法に定める体制（内部統制システム）の構築及び運用状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか、監査の品質に関する審査等が適切に機能しているかについては、会計監査人から会社計算規則第131条に基づく通知を受け、必要に応じて説明を求め検証した結果、指摘すべき事項はない旨を確認し、当該事業年度にかかる計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年2月18日

株式会社 妙 徳 監査役会

常勤監査役 内 藤 邦 彦 印

監 査 役 中 田 宏 印

監 査 役 北 風 榮 征 印

(注) 監査役中田宏及び北風榮征は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第60期期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円00銭 総額24,055,980円

- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成23年3月22日

第2号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の理由ならびに要領により当社の取締役、執行役員および従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行することおよび新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

また、取締役に対する新株予約権の付与は、会社法第361条の報酬等に該当いたします。当社の取締役の報酬額は平成18年6月23日開催の当社第55期定時株主総会において、年額2億円以内（取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、当該取締役報酬額とは別枠にて、取締役に対し報酬額として年額15百万円以内において新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は4名ですが、第3号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名となります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績の向上と当社の取締役、執行役員および従業員が得られる利益を連動させることにより、当社の取締役、執行役員および従業員の業績向上に対する意欲と士気を一層高め、経営参画意識を強くすることを目的として、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

- (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役員および従業員

(2)新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式300,000株を上限とする。

このうち、当社取締役に対して普通株式50,000株を本議案承認の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割（株式の無償割当を含む。以下、同じ）または株式併合等を行うことにより、目的たる株式の数の調整を行うことが適切な場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3)新株予約権の総数

300個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。ただし、上記(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

このうち、当社取締役が付与する新株予約権は50個を本議案承認の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(4)新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所（JASDAQ市場）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後に下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗

じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

記

①当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

（6）新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当にかかる取締役会決議の日後2年を経過した日から5年以内とする。

（7）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員および従業員の地位にあることを要するものとする。

ただし、任期満了による退任、定年による退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、権利行使をなしうるものとする。

- ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認めないものとする。
- ③その他の条件については、本株主総会決議および新株予約権発行にかかる取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ①当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- ②新株予約権者が、(8)に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

- ③その他の取得事由および取得条件については、本株主総会決議および新株予約権発行にかかる取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行

するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(2)に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(5)で定められる1株当たり行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

前記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から前記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記(7)に準じて決定する。

⑦新株予約権の譲渡制限

譲渡による取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得に関する事項

前記(9)に準じて決定する。

⑨その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(12)行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

(13)新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(14)新株予約権のその他の内容

新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役4名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有 する当社の 株 式 数
1	中 森 俊 雄 (昭和27年4月3日生)	平成8年6月 当社入社 常務取締役兼コンバムFA 事業部長 平成10年1月 当社代表取締役社長（現任） 平成15年4月 上海妙徳空霸睦貿易有限公司董事長 平成20年6月 コンバム（タイランド）代表取締役	198,000株
2	小 尾 明 博 (昭和27年9月7日生)	平成15年5月 当社入社 開発部長 平成15年6月 当社常務取締役兼開発部長 平成18年5月 妙徳韓国株式会社代表取締役社長 平成18年6月 当社専務取締役（現任） 平成22年8月 当社海外営業担当兼海外部長 妙徳韓国株式会社社理事（現任） コンバム（タイランド）代表取締役 （現任） 平成22年9月 上海妙徳空霸睦貿易有限公司董事 （現任）	23,000株
3	吉 田 清 輝 (昭和25年8月19日生)	平成15年2月 当社入社 内部監査室長 平成16年6月 当社取締役経営管理部長 平成18年5月 妙徳韓国株式会社取締役 平成18年6月 当社常務取締役経営管理部長 平成22年4月 当社常務取締役管理部門担当（現任）	16,000株
4	伊 勢 幸 治 (昭和40年2月3日生)	昭和61年2月 当社入社 平成11年6月 当社取締役 平成14年6月 株式会社コンバムコーポレーション 代表取締役社長 平成16年6月 当社取締役 平成22年5月 当社取締役海外子会社担当（現任） 平成22年8月 妙徳韓国株式会社代表理事（現任） コンバム（タイランド）代表取締役 （現任） 平成22年9月 上海妙徳空霸睦貿易有限公司董事長 （現任）	412,050株
5	大村 晴久 (昭和21年9月27日生)	平成18年11月 当社入社 平成18年12月 当社常務執行役員 平成19年6月 当社取締役営業第2部長 平成20年6月 コンバム（タイランド）代表取締役 平成22年6月 当社常務執行役員営業担当 平成22年9月 当社常務執行役員総務・人事・経営 企画担当（現任）	20,000株

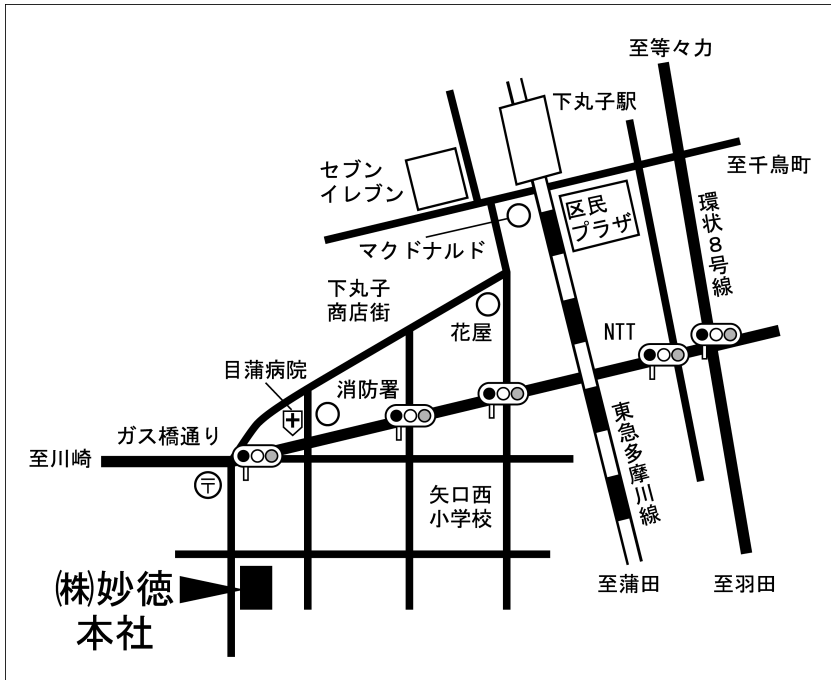
（注）各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

[illegible]

株主総会会場ご案内図

場 所：東京都大田区下丸子二丁目 6 番18号
当 社 本社会議室



[交通のご案内]

◇東京急行多摩川線「下丸子駅」より徒歩10分